

毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。  
「憲法9条にノーベル平和賞を」の署名への御協力の結果、138筆の署名を送る事ができました！



「建設業許可申請書の工事経歴を見ると専任性が必要な技術者が重複している…県庁に来て下さい」とか「“その他工事”に記載した内容は？無許可工事では…？」と言った電話が県や土木事務所から掛かってくるようになりました。従来は経審を受ける業者への調査の中で問題とされた事が、経審は受けず許可申請や変更届しか提出しない業者に対しても県が問題にするケー

スが出始めました。建設業法に違反する事例への調査と指導です。

罰則を見ると①技術者の設置違反は100万円以下の罰金②無許可営業は3年以下の懲役か300万円以下罰金！県の土木建築企画課に

業法違反『経審』以外の申請や  
への監視

尋ねると「今のところ担当者の判断での調査と指導だが、

場合によっては処分も…」との返答。来年度から技術者の専任を求める工事等の基準金額も変わります。今月開催の県入札・経審説明会に出席される事をお勧めします。（下に日程）



「無断欠勤が2週間続いて電話にも出ない。解雇しても問題はないか？」「週5日のパート勤務で今度産休をとるがその後30日過ぎたら働く保証はないらしい。本当？」といった相談がありました。まず解雇には①普通解雇②整理解雇③懲戒解雇の3つがありますが、無断欠勤は①に当たり正当な理由のない2週間以上の無断欠勤で出勤の督促にも応じない場合は労基署へ“解雇予告手当(30日分の賃金)除外認定申請”ができます。(30日以

前)無断欠勤や『解雇』には法的制限出産理由の『解雇』と手続きが…

上前の解雇予告でもOK)次に産休後30日間の解雇無効は労基法19条の規定ですが、法令上の解雇制限は他にもあります。「女性である事…妊娠・出産した事…産休をとった事…を理

由とする解雇」(男女雇用機会均等法8条)「(最長1年半の)育児休業の申出や休業した事を理由とする解雇」(育児・介護休業法10条)は禁止されています。解雇には法律に基づく手続きが必要です。



経審・県入札の説明会が建設業法の解説も兼ねてあります。ご出席を!日程は土木事務所毎に…

10/6 国東・豊後高田/7 玖珠・日田/8 豊後大野・竹田/13 別府/14 大分/15 日杵・佐伯/16 中津・宇佐

◎「住宅かし担保履行法」による最近6カ月間に引き渡した新築住宅の届出は、10/21までです。